

熊取駅東西自由通路有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊取町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、熊取駅東西自由通路（以下「自由通路」という。）の壁面掲示板等に民間企業等が有料で広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 広告の募集は、町のホームページ等により行うものとする。

(広告の規格及び広告掲載料)

第3条 前条に規定する広告の規格及び広告掲載料については、次のとおりとする。

	掲載位置	規格	寸法 (mm) たて×よこ	掲載月数	広告掲載料 (消費税抜き)	備考
①	壁面 掲示板	B 0	1030×1456	1か月	15,000円	
				6か月	81,000円	1割引
②	壁面 掲示板	B 1	1030×728	1か月	7,500円	
				6か月	40,500円	1割引

(広告掲載の基準)

第4条 要綱に定めるもののほか、次に該当するものは掲載しないものとする。また、広告掲載中に該当することが判明したときも同様とする。

(1) 広告の内容が、自由通路の景観と美観を損なうもの。

(2) 広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）における確認不足等の理由により、著作権や肖像権を侵害するイラスト・写真・ロゴ等が広告に使用されているもの。

(広告掲載申込み)

第5条 自由通路広告掲示板等への広告掲出を希望する者は、広告掲載月の前月15日（その月の15日が祝日、土曜日又は日曜日にあたるときは、その日後において、その日に最も近い祝日、土曜日又は日曜日でない日）までに、熊取駅東西自由通路広告掲載申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第6条 町長は、前条の申込みを受理したときは、審査のうえ広告掲載の可否を決定し、結果を熊取駅東西自由通路広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の決定を行う場合において、疑義が生じた場合は要綱第5条の規定による熊取町広告掲載審査委員会に諮り、審査結果に基づいて決定するものとする。

3 町長は、審査の結果、広告主となるべき者の数が募集件数を超えた場合は、抽選により広告主を決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告主は、町長が指定する期日までに第3条に規定する広告掲載料を一括で納付しなければならない。

(広告の掲載期間)

第8条 広告掲載期間は、1か月単位とし、6か月を最長とする。

(広告制作費等)

第9条 広告の制作費、取付け及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

2 広告物の遺失若しくは破損した場合又は、経年劣化による色褪せ若しくは剥がれについては、その修復に係る費用は、町の責めに帰すべき事由を除き、広告主が負担するものとする。

この場合、広告主は再度広告物を作成し、掲載するものとする。

(広告掲載料の減免等)

第10条 次の各号いずれかに該当するときは、申請により広告掲載料の全部を減免することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体において、公共用又は公益事業の用に供するとき
- (2) 町の事務事業の執行上使用させることが適当であると認めたとき
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生によりその用を供するとき
- (4) その他町長が公益上特に必要と認めたとき

(広告内容の変更)

第11条 広告主は、掲載決定を受けた広告内容について、熊取駅東西自由通路広告内容変更申出書(様式第4号)を町長に提出することにより内容を変更することができる。

2 町長は、広告の内容等が要綱第4条又はこの要領に抵触している、若しくはそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して、広告内容等変更告知書(様式第5号)により広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の取り消し)

第12条 町長は、次の各号に該当するときは、広告掲載取消通知書(様式第6号)により広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに所定の手続きを行わないとき
- (2) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し又は事務を停滞させる行為をおこなったとき
- (3) 広告主が、社会的信用を著しく損なう行為をおこなったとき
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- (5) その他町長が特に必要と認めたとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、広告掲載を広告掲載取下げ申請書(様式第7号)により取り下げることができる。

(広告掲載料の還付)

第14条 第12条の規定による広告の取消又は前条の規定により、取り下げをしたときは、広告掲載料の還付はしない。

- 2 広告主の責めに帰さない事由により、町が広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料のうち掲載できなかった月数に対する金額を広告主に返還するものとする。

(原状回復義務)

第 15 条 広告掲載決定を受けた者は、掲載期間が終了したとき又は第 12 条の規定により許可を取り消されたときは、直ちに現状に回復し、返還しなければならない。その際の費用は、広告主が負担するものとする。

- 2 広告の掲載又は撤去により、自由通路壁面等を破損又は毀損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 第三者から、広告掲載内容等において損害賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。
- 3 広告にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、広告主において、著作権や肖像権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、広告主の負担とする。
- 4 広告主は、広告掲載等の権利を他に譲渡することはできない。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 11 月 30 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 9 月 5 日から施行する。

熊取駅東西自由通路広告掲載申込書

年 月 日

申込先 熊取町長

【申込者】

住 所
名 称
代表者
担当者
電話番号

熊取駅東西自由通路に広告を掲載したいので、熊取町広告掲載要綱、熊取駅東西自由通路広告掲載要領及び熊取駅東西自由通路広告募集要項を承知のうえ、下記のとおり申し込みます。

記

1. 申請種類	新規 ・ 継続 (どちらかに○)
2. 広告掲載箇所	
3. 広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日
4. 業種、取扱商品 又はサービス等	
5. 広告目的	
6. 備考(サイズ等)	

※添付書類

①誓約書

個人：誓約書（個人事業主用） 法人：誓約書（法人・団体用）

②☆事業（会社）概要【任意様式】

【会社名、創業年月、所在地（本社、本店、町内事業所、店舗等）、業務内容、従業員数は必須事項】

③☆営業証明書（発行されない場合は理由書【任意様式】）※個人のみ

④☆納税証明書（直近の完納証明書）【発行後3か月以内のもの】

町内業者：熊取町税の完納（未納税金がない）を証明する書類

町外業者：個人 国税の納税証明書その3の2

法人 国税の納税証明書その3の3

⑤☆住民票又は法人登記簿謄本【発行後3か月以内のもの】

個人：住民票の写し

法人：履歴事項証明書（全部）又は商業登記簿謄本

団体：規約、参加企業、店舗等の一覧表の写し

⑥☆広告原稿案【カラー・A3サイズに縮小したもの】

以下、継続申請の場合

継続申請・・・☆印省略可

省略書類において、前回申請時と変更ないことを誓約します。

代表者氏名

熊取駅東西自由通路広告掲載決定通知書

様

熊取町長名

年 月 日付けで申込のあった広告掲載申込みについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

広告掲載箇所	
広 告 主	
広告掲載内容	
掲 載 期 間	
広 告 掲 載 料	
広告掲載料 納付期日	
備 考	

※上記広告掲載料を、別添の納入通知書により必ず納付期日内に納付してください。

様式第 3 号（第 10 条関係）

広告掲載料減免申請書

申請先 熊取町長

【申込者】

住 所
名 称
代表者
担当者
電話番号

熊取駅東西自由通路有料広告掲載要領第 10 条の規定に基づき減免申請します。

広 告 内 容	
	広告掲載料減免申請理由 ① 国、他の地方公共団体等 ② 町の事務事業 ③ 災害その他緊急事態等 ④ その他（ ）
備 考	

様式第4号（第11条関係）

熊取駅東西自由通路広告内容変更申出書

年 月 日

申請先 熊取町長

【申込者】

住 所

名 称

代表者

担当者

電話番号

熊取駅東西自由通路に既に掲載している広告内容について、熊取駅東西自由通路広告掲載要領第11条第1項の規定に基づき下記のとおり変更したいので内容変更を申し出します。

記

1. 広告掲載箇所	
2. 許可番号	
3. 広告掲載期間	
4. 変更理由・目的	
5. 広告内容	

※添付書類

- ①熊取駅東西自由通路広告掲載決定通知書
- ②熊取駅東西自由通路広告掲載契約書
- ③広告掲載料の領収書
- ④広告原稿案【カラー・A3サイズに縮小したもの】

年 月 日

様

熊取町長名

広告内容等変更告知書

年 月 日掲載決定しました広告について、熊取駅東西自由通路広告掲載要領第11条第2項の規定に基づき次のとおり内容の変更を告知する。

広告主	住所	
	名称	
広告内容		
変更理由		
備考		

年 月 日

様

熊取町長名

広告掲載取消通知書

年 月 日付けで掲載決定しました広告について、熊取駅東西自由通路広告掲載要領第12条の規定に基づき次のとおり取消します。

広告主	住所	
	名称	
広告内容		
取消理由	(1) 指定する期日までに所定の手続きを行わないため (2) 町の信用を失墜し、業務を妨害し又は事務を停滞させる行為をおこなったため (3) 社会的信用を著しく損なう行為をおこなったため (4) 広告を掲載する必要がなくなったため (5) その他（ ）	
備考		

熊取駅東西自由通路広告掲載要領第14条の規定に基づき、広告掲載料の還付は
おこないません。

様式第 7 号（第 13 条関係）

広告掲載取下げ申請書

申請先 熊取町長

【申込者】

住 所
名 称
代表者
担当者
電話番号

熊取駅東西自由通路広告掲載について、熊取駅東西自由通路有料広告掲載要領第 13 条の規定に基づき、次のとおり取下げ申請します。

広告内容	
掲載期間	
取下げ理由	
備 考	

熊取駅東西自由通路広告掲載要領第 14 条の規定に基づき、広告掲載料の還付は
おこないません。

承認

年 月 日か

ら

年 月 日ま

で